

平成 21 年 5 月 26 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19830005

研究課題名（和文） フランス革命期の「人類主権」論

研究課題名（英文） <Human race sovereignty> in the period of French Revolution

研究代表者

菅原 真 (SUGAWARA SHIN)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授

研究者番号：30451503

研究成果の概要： 本研究は、フランス革命初期にプロイセン出自の国民公会議員として活動したアナカルシス・クローツ (A. Cloots) の「人類主権」論を素材に、近代国民国家が一貫して主権的・政治的権利から排除してきた「外国人」をも包含する「人類」(諸個人)を主権者としたことについてのフランス革命史における意義・目的を考察したものである。彼が提示した「人類主権」論に基づく「世界共和国」の構想は、革命初期に有力であった 18 世紀コスモポリタン思想の影響を受けた「普遍主義」的潮流を徹底させた場合に体现されるであろう一つのユートピア構想であり、国民国家を超える議論を展開する場合には、「プープル主権」をも超える必要があることを提示したものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	570,000	0	570,000
2008 年度	540,000	162,000	702,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,110,000	162,000	1,272,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学、西洋史、国籍、人権・市民権、フランス

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の申請時における研究の背景としては、以下の点を挙げることができる。

(1) 「国民主権」原理と「国籍」をめぐる議論

特に 1990 年代以降、わが国の憲法学にお

いては「外国人の参政権」というテーマが大きな争点となった。従来、外国人の選挙権については、「国民主権」原理を根拠に「国政・地方全面禁止」説が通説となっていた。しかし、最高裁 1995 年 2 月 28 日判決（民集 49 卷 2 号 639 頁）が一つの契機となり、そこで示された考え方（我が国の「永住者等」の外国人については、立法によって地方選挙権を認めることが日本国憲法上許容されている

という見解)が学説の多くによって支持され、現在の多数説・判例は、「国政禁止・地方許容」説となっている。

しかしながら、こうした学説・判例の立場には疑義も提起されている。「地方自治」ないしその核心である「住民自治」が「国民主権」の地域的限界であるとする従来の見解に立つならば、国政選挙権は否定されるが地方選挙権は肯定されるという論理は成立しないのではないかという疑問である。我が国の学説においては、この疑義を出発点に、従来の通説とは反対に、「国民主権」原理における「国民」の再解釈によって、国民と同視される定住外国人については、国政・地方ともに選挙権が「要請」ないし「許容」されるとする学説が生じるに至った。

その「国政・地方全面要請説」ないし「国政・地方全面許容説」の根拠の一つとして挙げられたのが、フランス革命期の「国民主権」論であった。その根拠は以下のようなものである。

①「主権の母国」であるフランスにおいて、革命期で用いられた「国民主権」という概念は、あくまでも「君主主権」への対抗原理としてのそれであり、「外国人」に対する「国民」の主権を意味するものでない(浦部法徳教授・奥平康弘教授の説)。

②「国民主権」原理は、理論上、第三共和政期のカレ・ド・マルベール(Carré de Malberg)の分析枠組みに従い、「ナシオン主権(souveraineté nationale, souveraineté de la Nation)」原理(1791年憲法)と「プープル主権(souveraineté populaire, souveraineté du peuple)」原理(1793年憲法)とに区別される。具体的な「人民」に選挙権を権利として付与していた1793年憲法においては、一定の外国人にも選挙権を認めていると考えられており、「プープル主権」原理を採用していると解すれば、日本国憲法下においても一定の外国人に参政権保障が導かれる(辻村みよ子教授の説)。

本研究代表者においては、こうした我が国憲法学説におけるフランス革命期の「国民主権」の理解が果たして正しいのかどうかを検証してみることが求められるように思われた。

(2) フランス革命期の「外国人」議員、アナカルシス・クローツ(Anacharsis Cloots)

日本の公法学における議論とは別に、隣接分野である歴史学(フランス革命史学)においては、西川長夫教授、柳原邦光准教授によって、現代の「国民国家」相対化論の文脈の下で、革命当時の国民公会において「外国人」議員として活躍していた人物として、アナカルシス・クローツの名前と彼の略歴、その思

想が紹介されていた。特に西川教授は、フランス革命期の国民統合における女性と外国人排除のパラレルな関係を強調し、革命で重要な役割を果たしながら断頭台の露と消えた「女性」(オランプ・ド・グージュ(Olympe de Gouges))とともにやはり革命家として活躍しながら死刑になった「外国人」としてクローツを紹介している。

我が国憲法学においては、「女性および女性市民の権利宣言」を著したオランプ・ド・グージュについては大きく紹介され、女性の人権・市民権論をめぐる彼女の先駆的役割が大きく紹介されているのに対して、クローツの主張や理論は全くといってよいほど知られていない状況にある。クローツは、「人類主権」論を唱え、フランスが「世界共和国」になることを主張していた(「主権は、本質的に人類全体に存する。(La souveraineté reside essentiellement dans le genre humain entire.)」)。しかし、彼の主張について、我が国憲法学においては、その詳細な研究は管見の限り、これまで存在していない。

(3) 本研究の動機

以上のことから、①フランス革命期の「国民主権」論と、彼の「人類主権」論とはどのような共通点と相違点があるのか、また、②彼は「外国人」議員であると指摘されているが、どのようにして国民議会に選出されたのか、③そもそも、革命期において、憲法上、外国人は人権・市民権を享有していたのか。本研究代表者にとっては、これらの問題点について解明することが求められていると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、上述の問題意識の下に、フランス革命初期に、プロイセン出自の国民公会議員として活動したアナカルシス・クローツの「人類主権」論に焦点をあてて、以下の点を解明することを目的にしている。

(1) アナカルシス・クローツの「人類主権」論の内容を明らかにし、「国民主権」論(「ナシオン主権」および「プープル主権」)との関係についても解明すること。

(2) 現代においては、近代国民国家がその成立以降、外国人は、「市民権」(ここでは古典的な意味で用いられる概念のそれであり、選挙権・被選挙権を中心とする主権的・政治的権利を意味する)の領域から一貫して排除されてきたと考えられている。革命当時、「外国人」は、「人権・市民権」の享有主体であ

りえたのか。特に、クローツは「外国人」議員とされているが、革命当時、「国民」と「外国人」とは区別がなかったのか。

(3) EU 統合が進む現代フランスにおいて、革命当時のクローツの「人類主権」の国家論・憲法論を現代的に再構成することが可能かどうか。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、第一にクローツの「人類主権」論に関する著作および議会発言、特に、①「人類の演説家、またはプロイセン人クローツ若しくはプロイセン人ヘルツベルグからの書簡 (L'Orateur du genre humain ou dépêche du Prussien Cloots ou Prussien Herzberg)」(1791年)、②「世界共和国、または暴君殺害のための上奏書 (La République universelle ou adresse aux tyrannicides)」(1792年)、③「人類共和国の憲法的基礎 (Bases constitutionnelles de la République du genre humain)」(1793年)を読み、彼の「人類主権」原理に基づく国家論について解明し、この原理が「ナシオン(国民)主権」原理および「プープル(人民)主権」原理とどのような関係に立っているのかについて検討を加えた。

第二に、フランス公法学の最近の研究成果をもとに、そもそもフランス革命期の法的文書において、外国人の「人権」享有主体性、「市民権」享有主体性がどのように考えられていたのか、特に1789年人権宣言において、国籍と市民権の関係はどのように考えられているのかについて検討を加えた。

第三に、クローツの「人類主権」論には現代的意義があるのかどうかについて検討を加えるために、日本で「革命宗教」の観点からクローツ研究を行っている歴史研究者・柳原准教授、およびフランス公法学における「外国人法/外国人の権利」の第一人者であるダニエル・ロジャック(D. Lochak)名誉教授、その弟子であるセルジュ・スラマ(S. Slama)准教授に直接お話を伺い、クローツの歴史的な位置付け、現代フランス憲法における「外国人」の人権・市民権の状況等について、知識の提供を受けた。

4. 研究成果

上述の研究活動を行うことによって、以下の成果を得た。

第一に、クローツが活動を行ったフランス革命初期において、「外国人」はどのような権利状態に置かれていたかという点についてである。

1789年「人および市民の権利宣言」が議会で採択された当時、「国籍(nationalité)」という言葉自体は存在せず(この言葉が使用されるようになったのは、1808年とされている)、存在していたのは、「市民(citoyen)」であり、「フランス人(Français)」であり、「国民(nation)」であり、「外国人(étranger)」であった。しかし、言葉の不存在が実質的な意味での「国籍」観念の不存在を意味しないことはいうまでもない。革命初期の憲法においては、「ナシオン主権」原理に立脚する1791年憲法であれ、「プープル主権」原理に立脚する1793年憲法であれ、憲法上、「市民権」資格の喪失要件として、「外国への帰化」が規定されており、「外国人にとって、市民になるということは、論理必然的に、他の一切の帰属を捨て去るということと同じであった」(S. Caporal)ことを踏まえれば、実質の意味における国籍要件が存在することが認められる。

にもかかわらず、フランス革命初期においては、外国人に対する考え方には、①18世紀のコスモポリタン思想の影響を受けた普遍主義的潮流と、②外国人を公的領域から排除しようとするナショナルな潮流の二つが存在しており、前者は、公的・政治的領域を含め、国民の権利と平等な権利を「人」の資格で外国人にも保障しようと考え、後者は反対に、「市民」=「国民」と解して、公的・政治的権利の享受を「国民」のみに限定しようと考えていた。

近時の公法学の有力説によれば、1789年人権宣言における「人」と「市民」とは、当時においては同一視されており、必ずしも「市民」の観念は、外国人を排除するものではなかったと考えられている(D. Lochak, M. Troperら)。

大革命は、その当初、「開かれた革命」として、他国の国民を解放するために、その理念を普及することを望む「国境なき革命」としてその活動を展開した(S. Slama)。

法的には、その領土内に居住する外国人は、1790年4月30日のデクレによって、フランス領土に居住し、社会的・経済的な一定の基準を充たした場合に、自動的に「フランス市民」となることが憲法制定国民議会によって承認されていた。クローツの「人類主権」論は、革命初期におけるこうした潮流を徹底させた思想の一つとして位置づけることができる。

第二に、クローツの「人類主権」論について

てである。

彼は、1791年の「人類の演説家」において、次のように「世界共和国」を想定した。「フランスは団体 (corporation) と州を廃止することによって再生した。世界は、国民国家 (corps nationale) の精神を放棄することによって再生する。個々の団体が国民にとって有害であるのと同様に、人類の幸福は、国家という団体と両立し得ない。それは、あらゆる利益は個人の利益に由来するという偉大な原則に基づく。諸国民の同盟 (alliance de Nations)、諸人民の連盟 (fédération des peuples) は一時的なものであり、不道德な政治はこれを無視する。人間を平和にできるのは、諸個人の連合 (confédération des individus) である。(…) 真に自由な人間、真のフィロゾフ、人間の観察者は、10億人の兄弟の連合を待ちながら、2,500万人の個人の連合しか認めていない。自然は一つ、社会は一つである。(…) 平和は、すべての諸個人の意思を一つにする表現、すなわち、普遍的な法の専制主義によって達成される。」

また彼は、1792年の「世界共和国」において、次のようにその政治機構を記している。まず、主権者は「人類」であり、この共和国における法の根本精神は「人権宣言」、「真理」である。「友好政府」(gouvernement fraternel) という中央政府機関が存在するが、情報を伝達するための事務所センターではない。世界共和国は各県に分割され、各県が裁判所を有し、世界議会は各県1名または2名の代表から構成される。軍隊はなく、国民衛兵が治安維持にあたる。租税はほとんどなく、共同出費として立法府および行政府、一般行政公務員の給与だけである。

さらにクローツは、ジロンド派が権力を掌握し、全世界に憲法草案を募集していた時期に、以下のような憲法草案を提出している。

「第1条 人類以外の他の主権者は存在しない。

第2条 右の輝かしい不変の原理を承認するすべての個人及びすべてのコミュニオンは、当然に、人類国家、同胞国家、世界国家に加入する。

第3条 遠隔のコミュニオン、外国領土を加

入させるために、真理の普及が図られる。」
クローツの憲法草案は、このようにたった3か条しかなく、しかもそこには統治機構についての規定がない。このようなユートピア的な憲法草案しか用意されなかったからこそ、フランス公法学の研究者にとっては、検討対象とすらなかったものと考えられる。したがって、彼の「人類主権」論が、もっぱら歴史学や政治思想史の領域でのみ扱われてきたことには理由がある。

1793年の彼の「人類共和国の憲法的基礎」によれば、権力とは、本来「主権者の権力」しか存在しない。したがって、立法権は「立法の義務」、執行権は「執行の義務」というのが正しいとされ、世界が一体化されれば、政府さえ不要になるという。あらゆる主権国家の否定を前提とする彼の主張は、「フランス共和国」という呼称を否定し、前提となるフランスの国境も、「プーブル主権」をも超えた「人類」の主権を謳う。そこでクローツは、「人類」=「最高存在」であると表明し、征服戦争と「世界共和国」の実現の試みの中で、「プーブル」概念を否定し、それを「人類」へと拡大していった(柳原邦光)。

すなわち、彼の「人類主権」原理は、主権国家を前提とする「ナション主権」も、「プーブル主権」原理もともに否定するものであると同時に、当時のフランス革命に与えた実際の影響としては、フランスに対抗する周辺

の絶対君主が支配する諸国を打倒し、普遍的な「人権」を世界に普及することを目指すため主張であったと考えられる。
現代の歴史家たちによって、クローツの憲法草案は、後に彼を断頭台に送るロベスピエール (M. Robespierre) の人権宣言案 (1793年4月24日) に大きな影響を与えたと指摘されている。ロベスピエールの人権宣言案において、クローツが影響を与えたとされる条文は、具体的には以下の4カ条である。

「第1条 すべての国の人間は兄弟であり、外国人の人民は、同じ身分の市民として、その能力に応じてお互いに助け合わなければならない。

第2条 ある国民 (nation) を抑圧する者は、すべての諸国民の敵と宣言される。

第3条 自由の進展を阻み、人権を侵害するために、ある人民 (peuple) に対して戦争を行う者は、通常の敵としてではなく、殺人者および反逆的な略奪者として、すべての人民によって追及されなければならない。

第4条 国王、貴族、専制君主は、いかなる者であれ、地上の主権者である人類に対する、そして世界の立法府たる自然 (nature) に対する反逆的な奴隷である。」

ジロンド派追放後、権力を掌握したモンターニュ派は1793年6月10日に国民公会に「プーブル主権」原理に立脚する1793年憲法を提出し、6月24日に採択される。しかし、対外戦争が強化される中で、1793年憲法は施行停止が宣言された。

その後、9月6日に採択された「外国人に対するデクレ」によって、「フランス共和国が戦闘状態にある列強国の領土で生まれた外国人」は監獄に拘留することが定められた

(但し、「公民精神」が認められた場合には拘留されない。その場合、保護証明書が交付され、当該外国人はそれを常時携帯する義務を負う)。

フランスにおいて、外国人を公的領域から排除することが決定的になったのは、1793年12月15日にロベスピエールによって行われた「革命政府の方針に関する報告」、および「革命的措置」により、「外国において生まれたすべての諸個人は、フランス人民を代表する権利を認められない」ことを定めるデクレの採択である。ロベスピエールは、議会報告において、フランス革命のあらゆる危機の原因を外国人の責にした。クローツは直ちに国民公会議員を解職させられ、翌日には逮捕された。これ以降、フランスでは外国人排除の論理が貫徹していく。

ここで興味深いのは、このデクレにおいては、「外国人」ではなく、「外国において生まれたすべての諸個人」に「人民を代表する権利」が認められないと規定されている点である。

クローツは果たして「外国人」議員であったのか、という点が問われることになる。

クローツは、共和制革命後の1792年8月26日のデクレによって、「外国人フィロゾフ」の一人として、「フランス市民」の称号(その実質は、「フランス名誉市民」資格)を与えられた。9月に行われた国民公会議員選挙で、これらの「名誉市民」の中から、プリースツリー(J. Priestley)、トマス・ペイン(T. Paine)とともに、クローツは議員に選出された。実際に議員になったのは後二者であったが、クローツの場合、オワーズ県とサオヌ・エ・ロワール県から選任され、実際にはオワーズ県から選出された。彼が国民公会議員に選出された理由として、現代の公法学者ヴィダ・アズイミ(V. Azimi)によれば、彼がその諸著作によって既に有名であったことに加え、当時の大臣ロラン(Rolan)らが「友情と策略」によって強く推薦していたことが指摘されている。

クローツは、実際に国民公会議員になったわけであるが、ドマンジェ(M. Dommange)によれば、実はクローツは、議員への選出時点で、既に「外国人ではなかったと解される」とされている。その根拠としては、①クローツは、数年前からフランスに居住しており、仮に1792年8月26日のデクレがなくとも正規の帰化要件を充たしていたこと、②国庫金として12,000リーヴルを寄付していること、③当該県の国有財産記録簿では、1,673,125リーヴルに至る農地、土地、家屋、製作所の取得を彼の功績としていること、である。すなわち、彼は、居住要件と財産資格を有する「帰化者」で、フランスの「能動市民」に該

当するといふのである。

第三に、EU統合が進む現代フランスにおいて、革命当時のクローツの「人類主権」の国家論・憲法論を現代的に再構成し、役立てることが可能かどうかという点である。

クローツの「人類主権」論に基づく憲法草案は統治機構を前提とせず、主権国家を前提としていないことから、彼の議論を真正面から受け止めて、現代の憲法論に役立てることは困難を伴うが、彼の主張の核心となる点を、①国民国家ないし国境を超えた人類(諸個人)による共同体の創設による連帯と平和、②そこにおける人類(諸個人)による主権の行使(ないし民主主義)というふうには、現代的に翻訳することが可能であるとするならば、EU統合を素材に検討することは可能になるかもしれない。

現代のフランス憲法学の通説的見解によれば、「EUは主権を有しないが、国家は主権を有したままである」ということを前提に議論を構築しており、国家主権を手放すことはしていない。その点を確認した上で、現在のフランス憲法学におけるEUをめぐる議論の幾つかを素材にして検討してみる。

まず、EUへの「主権の権限移譲」を憲法学説はどのように正当化しているかという点についてである。

第三共和政以降のフランス憲法学において、「主権」という語は多義的であることが指摘され、①完全に独立した権力の最高性(特に国家権力の最高性)、②国家が行使する権力や諸権限の全体(つまり国家権力の総体)、③国家の中に含まれる最高の国家権力保持者の地位・機関という三つの意味で用いられている。

憲法学の通説的見解は、この「主権」の多義性を強調した上で、①と③の用法における「主権」は制限されないが、②の用法における「主権」は多くの権限によって構成されており、そこには「国家主権の本質的条件」を侵害せずに移譲できる権限と、憲法改正後にしか移譲しえない権限とが含まれていると指摘し、前者の権限移譲を認める。そこでは、「国家主権」を具体的な諸権限の総体として観念した上で、議論を展開している。したがって、国家は移譲が認められた権限しか失わず、EUの権限は条約に列挙されている権限に限定されていると結論づけられる。

クローツの「世界共和国」においては、各国が「県」の地位にとどまり、そこでは現実問題として「分権的要素」をどの程度認めるかにもよるが、主権国家自体が解体されているため、こうした問題自体が生じ得ないと考えられる。

なし

次に、フランス憲法学においては EU がいかなる政体かについて議論がなされている。そこでは、「EU は『フェデラシオン』(Fédération) か『連邦国家』(Etat fédéral) か」という二分法を採用した上で議論が行われ、EU は前者(国家連合)を採用したものだと考えられている。国境を超えた EU 市民による共同体のあり方として、クローツの論理はいずれに適合的であるであろうか。彼が当初構想した「諸個人の連合 (confédération des individus)」は、全人類一つの国家を想定している以上、後者の議論に適合的であるようにも思われるが、この点については今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

①菅原真、「フランス 1789 年人権宣言における『市民』観念と外国人」、『人間文化研究』第 11 号、2009 年 6 月発行予定、(全 17 頁)、査読なし。

②菅原真、「ブリュノ・ジュヌヴォワ『憲法院と外国人』—翻訳と解説—」、『東北法学』第 32 号、2008 年、127-186 頁、査読なし。

[学会発表] (計 3 件)

①菅原真、「ヨーロッパ統合と各国憲法：フランス」、比較法学会第 72 回総会、2009 年 6 月 7 日予定、神奈川大学・横浜キャンパス。

②菅原真、「フランス 1789 年『人および市民の権利宣言』の『市民』は外国人を排除する観念か?」、移民政策学会第 1 回研究集会、2008 年 12 月 13 日、名城大学・天白キャンパス。

③菅原真、「外国人は憲法上、『人』権・『市民』権を持っているのか?—フランスにおける最近の憲法院判例・憲法学説を素材に—」、名古屋市立大学人間文化研究所第 18 回マンデーサロン、2008 年 11 月 17 日、名古屋市立大学大学院人間文化研究科。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 真 (SUGAWARA Shin)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授

研究者番号：30451503

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者